

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「キャリアアップ助成金 正規雇用等転換コースの変更点（平成26年3月より）」

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

契約期間の定めのあるパートタイマーや契約社員を雇用されている事業主で、その方々を無期契約に変更したり正社員にすると受給できる助成金があることをご存知でしょうか。

「キャリアアップ助成金」の「正規雇用等転換コース」という助成金制度があり、上記のケースでは受給することが可能です。

しかも、平成26年3月より平成28年3月までに転換した場合、助成金の受給額が従来額より多くなりましたので、是非とも利用のご検討をしていただきたいものです。

1. 助成金の受給額（平成26年3月1日から平成28年3月31日までに転換させた場合の金額）

- ① 有期⇒正規 : 1人あたり50万円（40万円）
- ② 有期⇒無期 : 1人あたり20万円（15万円）
- ③ 無期⇒正規 : 1人あたり30万円（25万円） ※（ ）内は大企業の額

1年度1事業所あたり、①と③を利用する場合は15人まで（②のみは10人まで）利用可能です。
対象者が、母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人あたり①が10万円、②と③は5万円が加算されます。
派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合は、1人あたり10万円が加算されます。

2. 対象となる転換労働者（主なもの抜粋。以下の全てに当てはまる必要があります）

- イ. 転換日までに通算して6カ月以上雇用されている労働者、あるいは6カ月以上派遣されている派遣労働者
- ロ. 正規雇用へ転換することを前提として雇用された労働者でないこと
- ハ. 過去3年以内にその事業主に正社員等として雇用されたことがないこと
- ニ. 転換後の労働条件が社会保険加入要件を満たす場合、社会保険の被保険者となっていること

3. 対象となる事業主（主なもの抜粋）

- イ. 有期契約労働者等を試験などにより正規雇用等労働者に転換する制度を就業規則に定めていること
- ロ. 正規雇用等転換させた労働者を、転換後6カ月以上継続雇用し、賃金を支払っていること
- ハ. 転換日の前後6カ月間に、雇用保険被保険者を事業主都合で解雇（退職勧奨等含む）していないこと
- ニ. 正規雇用等に転換させる手続き、制度を利用できる従業員の要件が就業規則に明記されていること
- ホ. 有期契約労働者を無期雇用労働者へ転換させる場合には、基本給が5%以上アップすること

この制度を利用するに当たっては、上記イとニについて就業規則での定め方がポイントとなります。定め方によっては、転換はしたが申請が却下される場合があります。利用をご検討の場合は当事務所までご相談ください。